

平成 22 年度第 7 回新宿区外部評価委員会会議要旨

<出席者>

外部評価委員（13 名）

卯月会長、名和田副会長、岡本委員（第 2 部会長）、入江委員、大塚委員、小菅委員、
須貝委員、富井委員、中原委員、鍋島委員、芳賀委員、山村委員、渡辺委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 9 月 7 日（火）

<場所>

消費生活センター分館会議室

<開会>

1 補助事業評価について

【会長】

今日は、全体会として、議題が補助事業の評価、それから計画事業のほうでの個別目標評価ということですが、補助事業の評価が一応出そろったということですので、それぞれの部会からご報告をいただいて、全体の確認をしたいと思います。

最初に、補助事業の評価様式について、前回議論した意見をもとに、事務局で3案つくっていただいたということで、そのフォーマットについて議論をしたいと思います。

では、事務局、説明をお願いします。

【事務局】

まず、案の1ですけれども、事業開始年度、補助の目的、概要、根拠を入れています。その下に内部評価として、過去3年分を総合評価入れる。内部評価は、これまでの総合評価とその評価欄、評価理由ということで転記するような形にして、太枠のところは外部評価の評価、意見という形になります。

案の2は、内部評価の総合評価の部分だけを記載するというので、3年間のそれぞれの評価は特に入れないという形でつくっています。

案の3は、内部評価の状況のところ、3年間の評価を先に出して、総合評価を右にレイアウトするという形で、基本的には案の1と同じ内容でレイアウトをちょっと変えています。その関係で、内部評価に対する外部評価の評価結果も少し違っています。内部評価からすべて横に流れるようなイメージです。

【会長】

それぞれの案の裏ページと表では17年度の評価があるかないかで違うということですね。

【委員】

年度別の評価は、変わっていったら、スペースは、間に合うのかしら。

【事務局】

ええ、これはC評価を19年度、20年度から変えている関係で、単にA、B、Cだけだとわからなくなるというのがあって、記号だけではなく日本語の表記も必要だろうということで入れてあります。ですから、その辺を工夫して、意味が変わらないように短いものにすれば、案の3でも十分入れられると考えています。

【会長】

「B目標どおり」と読んでしまうから、「B」という評価を目立たせて、「目標どおり」と分けないとわかりにくいですね。それは細かなことです。

【委員】

3年目を軸にして、振り返りながら書くようにするのか、それとも過去にウエートを置くのかというあたりで、この3年を振り返っての総合評価みたいな表現の方がいいような気はするんですけども。

【事務局】

言葉は評価シートに合わせます。「3年間を通しての評価」という言葉に変更させていただきます。

【会長】

それは調書に準じた表現にするということ。

【委員】

きちんとタイトルが出ているから3案がいいと思うんですが。例えば補助事業等審査委員会の答申とか、内部評価状況、内部評価に対する外部評価の結果という形でタイトルがついていれば、この表が何なのかというのがぱっと見たときにわかるかなと思いました。

【会長】

それで、A、B、Cを目立たせて、文字を補足するというほうがいいかなと。レイアウトの問題といえばそういうふうに申し上げました。

【委員】

監査事務局が行った監査を参考にしながらヒアリングとか調書とか見させていただいたんですが、あの監査結果報告の取り扱いはどうなるんですか。

【事務局】

行政監査で指摘を受けた分については、区長として、それにどう取り組んだかという報告を監査委員が出しているんです。ですから、それをまた改めて外部評価結果の報告書の中に取り込む必要があるのかというのもございまして、特に事務局のほうとしてはそこまでは用意していないところです。

【委員】

その中で支払いの仕方の話がありましたよね。あれに対して、例えば前金払いのままでいいとか、そういう評価を示してきているんですよね。だから、その課題があるのかなという気がして、今回のヒアリングのときはそこも含めて指摘しているんですけども。だから、入れないとなると、そういう流れが見えなくなるのかなという感じがしないでもないんですけども。

【事務局】

支払い方法につきましては、確かに行政監査の指摘を受けている部分を踏まえてチェックをしていただいている部分もございますけれども、補助事業の評価シートの中に支払い方法という枠を今回も設けてありますので、その中で、支払い方法がいわゆる前金払いとなっているものが補助の性格からして妥当かどうか外部評価委員会で評価いただいている部分については、特段行政監査の部分に触れなくても外部評価の結果報告の流れとしては問題ないかと思います。

【委員】

必要あるかどうかはともかくとして、我々のほうの部会では、前金払いについては、適正であるか適正でないかというのは、我々の判断として判断して、指摘すべきことはしたし。

【委員】

そうですね。それはさせていただいたということだと思いますね。

【委員】

これはこの性格上というふうに若干処理したのもありますけれども。

【会長】

平成17年3月の答申に対する取り組み状況ということに関して、これも入れるべきか、なくともいいんじゃないかという議論をせんだってしたと思いますが、これは何か長い文章がありましたよね。取り組みが何を言っているかわけわからないという、そういうのは、事務局判断で短くするということにしたんですね。

【事務局】

取り組み状況の部分は、前回、3行程度で事務局のほうで整理するよというご指示ありましたので、所管に確認をしてまとめたいと思います。

【会長】

あと、やはり時系列的にどう変化してきたかということを知りたいと思うんですが、最初の平成17年3月はわかるんですが、その次の取り組み状況、それから3年間を振り返って通した総合評価、これはいつ出たのかというのはどこかに載るんですか。書いたほうがわかりやすいなと思うんですけど。

【事務局】

17年度、18年度で見直しの取り組みをしていますので、この「答申を踏まえた区の取り組み状況」のところに、その年度なり、何年何月を記載します。

【会長】

見出しに合わせる。答申が17年3月で、取り組み状況は19年3月など入れれば。そうすると、各事業、A4、1ページでおさまるとのことなんですか。

【事務局】

物によっては2ページになります。昨年も外部評価結果は必ずしも1つが1ページということではなくて、次々に出ていくような形になっていますので、今年もまとめるとしたら同じような形になってきます。

【会長】

わかりました。そうすると、おおむね案の3がよろしいのではないかというのが今まで出た意見ですが、いかがでしょうか。

【委員】

内部評価の状況が、年度別評価の状況の囲みと総合評価の囲みと、1つのほうがいいのではないかという感想です。

【委員】

もう一つ欲を言えば、A、B、C評価の年度による変化をぱっと見たいと思いました。

【委員】

会長がおっしゃるように、この評価記号と評価の内容とが、文字がそのままつながって書かれるのは適切ではないですね。

【事務局】

わかりました。そこは工夫します。

【会長】

17年3月の最初のBというのはもっと大きく目立つようにすると。次の内部評価の状況は、そのB、B、Bはあまり大きくなくてもいいけれども、総合評価の星を大きく。で、我々の外部評価はAというのを、この3つの変化が重要なんでしょう。だとしたら、総合評価の星を左にすると、評価が並んで、少し見やすいかもしれない。

【委員】

答申を踏まえた取り組みもなくちゃいけないけれども、やっぱり内部評価に対する外部評価の結果のスペースを大きくして、こここそちゃんと書いたほうがいいと思うのですけれども。

【会長】

先ほどの、17年3月の答申に対する取り組み状況は前回議論して、短いところもあるし、少し回りくどい長い表現もあるから、これは先ほど事務局の責任で3行程度におさめるということなので、ここはもうこれ以上広がらないということを確認します。19年何月という年月も入れるということにしていますので、もう少し流れはわかりやすくなるんじゃないかと思います。

【委員】

どこか整理していただいたほうがわかりやすいと思う。

【会長】

レイアウトとか文字の大きさとか字体に工夫しましょう。

【委員】

表書きの中から、内部評価がいつかということで、平成21年度内部評価、内部評価したのは

22年度ですか。

【事務局】

評価した年度でいくと22年度です。

【委員】

上に17年3月、19年3月と出るとすると、内部評価の状況のところは平成22年5月とかになる。私どもの、内部評価に対する外部評価というのが22年の10月になるんですか。

【会長】

時系列でわかったほうがいいですね。内部評価の年月もはっきりわかるようにして、変化がなるべくわかるようにする。これはもう一度レイアウトしてください。

このフォーマットについてはこれで一応おしまいと。

さて、次は、各分科会の補助事業の評価が一応出そろったということです。

【事務局】

部会ごとにこれまでご議論いただいた内容を最初お示しした形で整理していますので、全体でレベル調整を本日していただければと思います。

【会長】

それでは、第1からやってみましょうか。

31番、我々の評価はBです。この事業の必要性は十分認識しているけれども、少し見直し、検証が必要ではないかという、Bという評価はひょっとして一番多いのではないかと考えています。Bは、概ねいいんだけど、まだ改善する余地はあるというニュアンスです。この住みかえ居住継続支援については、居住者の民意が合っているのだろうかとか、ややもすると補助金がとても狭い分野のものになりがちなので、もうちょっと総合的なことも必要ではないでしょうかということを書いてあります。

次が32番、子育てファミリー世帯居住支援。この辺も居住支援という大きなカテゴリーの中で対象が少し違うということで、これも必要性は十分承知している。ただ、本当に子育てしやすいまちづくりの一環となっているのかどうか。例えば、転入転居はしてくるけれども、その後転出してないのかという話もありまして、Bです。

その次の、33番高齢者等入居支援。これも同じBですが、セーフティーネットとしての事業の必要性は十分認識している。ただ、他の福祉の施策との連携を図り、住宅だけの仕事でなく、本当に困っているニーズが、今の社会状況の中で結構刻一刻と変わってきているので、もう少し総合的に検討して欲しい。あまり具体的なことを言っていないんですが、このとおりでいいよということではないというメッセージを送っています。

34番、災害時居住支援。これはかなり特殊な事業といいたいでしょうか、大きな災害が起きたときに一時支援するということですので、これは少ないAの1つだと思います。

それから、35番、民間賃貸住宅家賃助成。これも31、32、33とほぼ同じだったような気がします。子育て支援という新宿にとって重要な施策であるけれども、最初に支援した者が本当に長く住みついていることになっているかということのデータもないということなので、方向と

してはいいけれども、検証して欲しいということで、Bになっています。

36番、分譲マンションアドバイザー。これは、所管も効果が十分でないというふうに評価され、かつ改善していくという方向が出されていますので、我々ももう必要ない。効果がないと所管も評価しているからD評価です。

それから、37番、住宅建設資金融資あっせん利子補給。これは利用実績がほとんどないもので不必要なのではないか、民間の融資も充実しているという、この事業は必要ないということでDになりました。

38番の消防団への事業助成、これは大変難しいことで、全く要らないとは思わないし、消防団の役割は極めて必要だと思うんですが、これは平成17年の答申に対する見直しの中で事業補助にしたとはいえ、補助金の金額がもう10年近くでしょうか、ほとんど全く同じ金額で、改善されていないということがわかりました。したがって、この趣旨、目的を実施するには、もう少し市民参加型というんですか、ほかの団体との連携もあるのではないだろうかということで、Bより少しきつい抜本的な見直しという形でCになっているかと思います。

39番の防火防災協会もほとんど今の消防団と同じです。事業補助になったとはいえ、ほとんど実態は金額も変わらないし、団体補助と我々は見ましたので、C評価になっています。

40番の防犯協会も同じです。これは一種の指定席ですから、新たな団体ということではなく、この指定席の同じ金額がずっと出ているということだけを見ると、やっぱりBよりCにならざるを得ないというのでCになっています。

41番地域防災コミュニティの育成、これはちょっとニュアンスが違うんですが、基本的には団体補助から事業補助になったとしていますが、実態はそうならないと。指定席になっているということで、最初の消防団とか防火防災、防犯協会とは目的の違う団体なんですけれども、むしろC評価をして、これから改革するのにいいのではないかとということで、BよりあえてCにしたということです。

42番がけ等整備資金あっせん利子補給、これも実績がなかったと思います。なかったから廃止していいのかとも若干思いますが、内部評価でも効果が十分でないとなっておりましたので、あえてDというふうにいたしました。

43番民有灯の維持助成。これは、内部評価では効果を発揮しているということでしたが、問題点としては、かなり補助金の金額が少ない、町会に負担がかかっているとか、町会がまた電気屋さんに頼んでいるとかという状況がありまして、必要性は十分わかっているんですけども、今のあり方がいいとは思えないという、改善して欲しいということでBです。

商店街灯も今の民有灯と同じですが、商店街がだんだん元気がなくなっているところで、商店街の維持ができないというようなこととか、民有灯と同じように、かつてこの補助事業が始まったときとかなり状況が変わってきているということで、ちょっと極端に言えば、私道の民有灯にしても商店街灯にしても、区の街路灯と同じような扱いにするということも含めて検討してもいいんじゃないかというご意見がありましたので、Bとしました。

46番、たばこ商業協同組合への事業助成。これも団体助成から事業助成へ移行したというこ

とですが、全くそれは十分ではないということで、補助金の使途、実績、あるいは効果も非常に不明確だということで、廃止ということでもあります。

47番新宿区IS014001等認証取得費補助金について、これはかなり時間がかかるということで、なかなか今、効果は十分でない。取ったところはもう取った。これからずっと増やすということじゃないかもしれないということで、内部評価でも効果が十分でないということだと思います。ただ、環境の時代ということもあるので、抜本的な見直しということでCということだったと思います。

【委員】

あと、実際の件数も少ないということが基本的にはありましたね。極めて少ないということがあったように思います。

【会長】

48番、新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金。これはかなり成果が上がっているし、新宿区がかなり力を入れていて、予算も応募も増えているということですから、貴重なAです。

それから、保護樹木・樹林・生垣への助成、49番ですが、これも必ずしもそんなに増えてはいないんです。ただ、少し基準を見直すといえますか、生け垣の長さだとか、あるいは生け垣とフェンスの関係もありました。景観上厳しいものは助成が出ないとかということもあり、いい事業なので、もっと増やすための見直しをして欲しいというようなニュアンスでBにしたと思います。

50番の生垣・植樹帯の新設助成、ブロック塀等撤去助成は、むしろ抜本的な見直しをして欲しいということで、Cとしました。

51番、屋上緑化、壁面緑化は、新宿区がかなり23区で率先してやった事業で評価しているんですが、実際にはそれほど件数が増えていないというようなことがありましたので、方向はいいんだけど、もう少し見直しを欲しいというニュアンスでBです。

52番、違法駐車防止対策協議会は、52番と53番の関係で、違法駐車法律に絡んで、交通安全協会と統合廃止の検討を、ということでD。

53番、交通安全協会は、52番との関係、これもDでもいいぐらいだけれども、とりあえず抜本的な見直しを、ということでCです。

それから54番と55番、私道舗装及と私道排水設備改良助成は、これはいい事業なんだからもっときちんとPRをして、やるべきではないか、もっと効果を上げていかないと、ということで、Bという形です。

56番、東西自由通路、これはもう既に事業としては終わったということで、廃止の方向でよろしいのではないかとDと判断しましたが、ただ、この事業は質問もヒアリングもせずに判断してしまったので、質問項目を出したほうがいいのではないかとということで、何で決算額がゼロなのかとか、自由通路ができて当初の目的は本当に達成したのかとか、その他、21年度の事業計画書はどんなものだったのかということをお聞き合わせして、その回答を待って判断の最終

確認をしたいと思っております。

57番、細街路拡幅整備事業。これは先ほどの私道ともちょっと関係しますが、これも大変重要な事業であるにもかかわらず、1年間で5、6件。このままいくと60年かかる。大変必要な事業なのに、この程度ではまずい。要は、これは建築調整課の仕事になっていますが、もうちょっと土木が積極的にやったほうがいいのではないか。これはインセンティブに書いてありますが、そういう意味でもっと抜本的な見直しをして欲しいということでCです。

その辺は、今日の後の議論にもなるんですが、一つ一つの事業の評価だけではなく、計画事業だとか継続事業との関係で個別目標をどう評価するかということにも関係しているので、この補助金のところはちょっと厳しくつけているということがございます。

78番、歌舞伎町タウンマネージメントの運営は、我々現場にも行きて、お話もたくさん伺いました。頑張っていらっしゃることはよくわかるんですが、なかなかその成果が目に見えてこない。また次年度も相当予算をつけているということで、23年度で第1次終了ということになっているのであと1年あるんですけども、このままいくと24年、25年までずっと補助金が続いてしまうのはまずい。ですから、必要性は理解するけれども見直しをして欲しいということで、Bという評価をしています。

以上、第1部会はこんなニュアンスだったと思います。

A評価は2つ、それ以外は見直しの度合いがちょっと違うけれども、BとC。Dは、廃止して、本当に必要ならもう一回作り直してこいというそういうメッセージだったと思います。

【委員】

事業仕分けでもいろいろ廃止とか言っておりますけれども、結局、実際廃止してくれるものはそう多くはないというような現実もありますので、できるだけ厳しめの評価をして受けとめていただいて、改善を促していきたいという、そういう趣旨もありましたね。

【会長】

引き続き第2部会お願いします。

【第2部会長】

第2部会は、今回評価が変わっておりまして、特にC評価がD評価に変わっているものがあります。それは、前回の全体会の際に、C評価の意味、D評価の意味ということで会長からいろいろご説明があったところで、部会を開きまして変えるということになったものです。

最初が4番、男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業、これはBです。23区初めての試みということで、新宿区の事業としては評価できるんですけども、何しろ参加する事業所が少ないんですね。もちろん、経済的な状況とかいろいろな理由はあると思います。しかし、もう少し方向を変えて、いい事業なので、より推進して欲しいという意味を込めてBとさせていただきます。

5番のプレイパーク活動の推進は、事業の見直しが必要というようなことを17年のとき言われているんですけども、その後非常にいいプレゼンがなされたというんでしょうか、今までの子ども広場とか児童館とは違った体験ができる場所としてプレイパークというのが生かされ

ているということで、私どもはAといたしました。できればということで、プレイリーダーというものの養成をもう少し頑張ってもらいたいというのを、その他意見というところにつけさせていただきました。

6番の民間学童クラブの利用助成もAとしております。これは、学童クラブの需要に対して、なかなか希望者をうまく解消できないというところに、民間の学童クラブにその利用者を誘導するということです。少しその費用も補助して、区の学童クラブに入れなかった人たちも民間の学童クラブにということで、今の子育ての状況からするといい事業ではないかということで、Aという形にさせてもらいました。

7番の地区青少年育成委員会活動への支援です。これ、前回Cだったんですが、Dとさせていただきます。地区青少年育成委員会活動自身は、そういう組織をつくって活動することはいいんですが、現在の地域の青少年が抱えている問題にその育成会の活動が合っていないのか。実際にヒアリングもさせていただきます、どうもそのあたりがあまりびったりこないということです。17年答申は、青少年育成会が悪いのではないので、その事業内容をもう少ししっかり見直して欲しい。補助をするんだったら、区もその補助をする内容についてしっかりと区の希望も述べて補助金を出すべきではないかということです。CからDにした事業は同じような趣旨です。社会情勢の変化に応じた活動に対して補助する仕組みというふうに、区側の姿勢をある意味で問うているということです。

8番の認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助。これは平成20年度から始まったものなんですけれども、認証保育所をつくる準備の段階にお金がかかるというようなことで、準備期間の費用、部屋を借りる費用を区が負担するというので、これも待機児童解消という意味からいいであろうということで、私どもはAをつけさせていただきます。

次の9番、認証保育所保護者等の負担軽減、これも子育てで、認可保育所と認可外保育所との保育料の差をなくすということで補助金を出している、平成19年からの事業です。子育て支援の事業として非常に意味があるということでAにはしたんですが、これは内部評価でも、区の保育所は所得に応じて保育料が違うんですね。認可外保育所ですとすべてに補助金を出してしまうので、いい事業なんだけれども、所得税に応じた負担方式ということも今後検討しなければいけないのではないかという意見はついています。課題がついていたらAではまずいという全体会のご意見がありましたら、ここはちょっと検討しなきゃいけないかと思います。

10番、私立幼稚園協議会への事業助成は、17年から方法等の検討が必要なんじゃないかということが出ておりました。これも補助事業から事業助成に変わったんですが、次の補助事業の11番と関わって、公立・私立と分けなくて幼稚園に対しての研修会等を一緒にやるというようなことも考えたらどうですかとヒアリングでもお聞きし、それはできない、補助金の趣旨が違うというお答えだったんですが、そこをやはり今後検討していくというのも大切なんじゃないかということでBとして、11番と一緒に考えてくださいとしました。

その11番、教育研究会事業補助ですが、やっている内容が効果を発揮しているということなんですけれども、必ずしも区民の人たちに見えるような形でまだなされていないということと、

例えば、先生方が教科とか指導法の研修をするというのは当たり前のことであって、この補助事業というのはもっと特別な内容、例えば、多くの区民、新宿ばかりじゃないんですけども、ひきこもりとかいろんな問題への対応として考えるべきではないかと。コメントの内容にも書かせていただいたんですが、新宿区の実情に合った生きる力を育む教育を図るためにこそ、この教育研究の補助事業は使われるべきではないか、区民の目線から理解できるような方法でこの補助事業を使ってくださいということで、抜本的な改革ということでCにしました。

12番、猫の去勢・不妊手術助成事業、これは、前回17年の答申のときCです。抜本的に見直しがあり、私どもはAにしました。理由としては、猫と人との共生ということで、猫の手術をするボランティアの方とか、子猫のあっせんをする人たちとか、なるべく保健所に行くことのないような形で地域猫と住民が調和をとって暮らせるようにという工夫がこの何年間の間になされているということです。この取り組みというのは、23区の中でも非常に率先した取り組みであるということも評価しました。苦情も減っているという、ある意味で評価が出ているということ、あとは命というものに対してきちんと対応をとっているだろうということで評価しました。協働という視点からもいいだろうと。これも全体会の中で、調整が必要ということであれば考えなきゃいけないんですけども。

13番の夜間往診事業は、平成20年に始まった事業ですけども、かかりつけ医の制度を利用して夜間でも往診をするということで、区の医師会の全面的なご理解をいただいているということです。平成20年度から始まった事業ですが、3年間の限定事業ということで、今年度で終わるんです。基盤整備という意味であって、そういう意味では本当にいい事業で基盤が整備されたということで、私どもはA、概ね問題がないとしました。

同じように、14番、妊婦健康診査費助成、里帰りをした妊婦に対して妊産婦健診の助成をするという事業で、安全な出産のため補助するのはとてもいい事業だということで、私どもはA評価としました。

続きまして、事業番号18、地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金、これは17年度の評価はAですが、私どももA評価、問題ないということです。現在、民生委員は地域の方で非常に多様な問題を抱えている人々を支援しているという立場にありますので、私どもの希望としては、さらにいろんな地区の情報交換を図って、一層民生委員活動をサポートしていくような研修をして欲しいということでA評価をしております。

次の、19番の区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助、これは前回審議し、見直しをしてDとしました。これは、遺族会がいけないとかいうことではなく、遺族会は遺族会として活動していただいて全く問題はありません。ただ、遺族会自身の会員数も減少しておりますし、高齢化も進んでいます。戦没者に対する哀惜とか恒久平和というようなことを考えた場合に、遺族会というところに特化して、沖縄慰霊祭への予算ということだけでいいのか。恒久平和を誓うなり、戦争が起こらないように平和な社会をつくり続けるというような趣旨を持った事業であるならば、もう一度事業の補助内容にしても考えていくことが必要なのではないかということです。

補助事業の金額ありきというような見方をせざるを得ないような報告書になっていたというところもあります。計画上の金額が補助事業の額とぴったり合っていて、結果としては、予算の予定人数から実際の人数が減っているにもかかわらず、当初の補助の額と一致させているというのはちょっとおかしいのではないかと。本当にかかる額があるならば、最初から基礎額掛ける4人で、補助事業額が足りないと言ってもいいわけですが、そうはなっていないので、当初の補助事業費ありきの予算編成をしているのではないかと。ということで、少し厳しいとは思いますが、Dとしました。これも遺族会がいけないとかそういうことは一切ないということです。

次の障害児等タイムケア事業の助成、これは19年度から始まっている事業です。これは、障害児を持ったご家族にとって、またその障害児自身にとっても非常にいい事業ということで、A評価をつけています。この事業は、旧東戸山中の跡地に新設される子ども総合センターの中に移転される事業ということで、移転後もうまくこの事業が継続して欲しいという意味も含めまして、Aという評価です。

補助事業番号21、特別養護老人ホーム等建設事業助成ということで、この事業も概ね問題ないとなっているんですが、これは実は区外の特別養護老人ホームのベッドを300床、何年にわたって、区が補助金を出しますという契約を既に結んでおります。そういうところに、毎年定期的に補助金を出しているということで、金額としてはすごく大きいんですが、やめるわけにもいかない。早めに事業を終わらせるということでやってもいいんじゃないかという意見もありました。将来的にはこの事業はなくなる事業です。将来的に考えますと、計画事業31、介護保険サービスの基盤整備ということの考え方もあって、今度の第5期介護保険計画の策定のときにやっぱりもう少し検討して欲しいというようなコメントをつけております。だめとも言えないし、見直しようがないということで、消極的なAになっています。

22、特別養護老人ホーム運営助成等、これは平成17年度から開始された事業ですが、Bとしました。これは、以前区立であった老人ホームを社会福祉法人にしてあったということで、都からの補助金が出ないという問題がありまして、その補助金を補助するという事業でスタートしております。ただし、このまま半永久的にずっと補助し続けるのかというわけにもいかないだろう。平成17年度からの事業ですが、2000年度に介護保険が導入されて、介護保険の事業になっていくわけで、もう少しその点を踏まえて検討していただいたほうがいいだろうということで、Bです。

次のサービス評価事業、事業番号23です。これも前回、サービス評価を受ける事業者が自分で払うべきだという意見が平成17年度にあったわけですし、今回もBとしましたが、この事業を受けたほうがいいというインセンティブをもう少し強く与えることによって、どんどん受けてもらうなどの方法が必要だろうと。この事業があるにもかかわらず、利用が低いんですね。その理由というのは、事業所としてはやはりこの事業を受けるのに手間がかかる。手間のかかることをやらなくても、利用したい高齢者がいっぱいいるので、選ばれるというよりも自然にお客がどんどん来るからという後ろ向きの考え方があるだろうと。そうではなくて、この事業を実施することがいいんだと。利用者のためにもなるし、事業者にとってもいいということ

もう少しアピールする形にして、第三者評価をどんどん受けてもらうようにしてはいかがかと
いうことで、方法の見直しということでBとさせていただきます。

次が介護福祉士の資格取得助成ということで、これは21年度から始まった事業で、区として
は効果を発揮していると言っており、効果がないとは私どもも思っておりません。区に資格を
持った職員が定着するのは区民のためにもなるわけなんですけれども、せっかく区からお金を
出しているのに、区のアンケートに答えていないとか、合格したかどうかの返事もないとか、
区の姿勢がちょっと甘いんじゃないかということで、補助金を出したら、補助金の効果があっ
たかどうかを一人一人に報告させるとか、そういうことを指摘したほうがいいだろうというこ
とです。資格を取った人がたくさん出てくるようなことも考えられますので、これもある程度
効果があったら打ち切ることも視野に入れて考えていったらいいのではないかとということで、
補助金を出す側の姿勢を指摘して、Bとさせていただきます。

次の事業番号25、医療介護支援事業、これは19年度から始まっておりまして、今までずっと
これはB評価だったんですが、A評価にさせていただきます。その理由というのは、やっぱ
り必要なものなのだとことを言っています。制度が変わって行って、介護職の人たちもある
意味で医療的な支援ができるようになってきているという時代です。専門職の人たちを高齡
者介護の施設に置くというのは区の視点としても基本的には問題ないだろうということで、い
い事業だと評価しており、制度が変わるから考えましょうということでBにしているのはちょ
っと不適切かなということで、A評価としました。

26番、保護司会への事業助成。これは前回Cでしたけれども、Dにさせていただきます。
これも、保護司会の活動が悪いとか言っているわけではないということです。ただ、同じよう
に補助事業で行うのであるならば、もう少し保護司会としての活動を地域の人にわかってもら
う補助事業にすべきではないか。少年院とか刑務所から戻ってきた人々が地域の中で暮らして
いけるようにするための事業として、もっと有効な方法があるだろうということです。これは、
内容を考えてくださいということでDにさせていただきます。

補助事業番号の27、障害者就労支援施設の事業。非常にいい事業で、前払いでというのは見
直しが必要だと言っているんですが、21年度から始まった事業で、意味のある事業だというこ
とで評価としてはAをつけさせていただきます。

28が障害者福祉活動事業助成ということで、これも17年度の答申のときはB評価になってお
りまして、効果を少し見なきゃいけないのではないかとということでした。今回、ヒアリングで
伺いましたところ、今ある団体はよく事業展開をしていますし、きちんと事業実績の報告も出
されているということで、事業としては問題ないということでAをつけました。ただし、新規
参入はほとんどないという状況なんです。今まである団体は活動している人が高齢化してい
るという状況もありますので、新規参入を促す対策が必要であるという附帯的な意見、評価を
しながらのAとしました。

29番、老人クラブ連合会事業助成、これはCです。老人クラブ数が減っている、個々のクラ
ブの入会者も減っているという状況があります。そういう状況の中に、連合会として一体どう

考えるのかという視点が弱過ぎる。これから団塊の世代の人たちが高齢になっていき、高齢者クラブの利用者になれるはずなんですね。それを今までどおりお楽しみ会と演芸会だけでいいんだらうか、そういう見直しが必要なんじゃないか。新しい人たちが入ってくるような、また高齢者の人たち、新しく高齢になった人たちが地域デビューのきっかけになるような何かをすべきだろうということです。

次の30番、老人クラブバスの派遣。これは前回Cだったんですが、Dにさせていただきました。バスの派遣で高齢者の引きこもりの予防になるというんですが、そうだろうかと。バス旅行に来る人というのは、実はもう地域としっかりつながっている人が多いということで、その方たちがバス旅行で使うのはいいんですけども、ある意味で、この時代、受益者負担という考え方もあっていいんじゃないかということで、効果のことはもう一つと判断させていただきました。このバスと、その前の29の老人クラブ連合会の事業と少し連動してお考えくださいということで、Dとしました。

委員の方から、猫の手術費などは甘過ぎるんじゃないかとか、Dにしたら厳しいんじゃないというご意見がありましたら。

【委員】

我が家の周りの状況から考えて、猫の去勢・不妊手術助成事業のAは甘いですね。

あきらめて苦情を言わないので、苦情件数が少ない実態というのはあきらめているところが多いと思います。一生懸命努力してくれているというのはわかるんですが。

【第2部会長】

Aが甘いというよりは、もっとこれを拡充したほうが良いということになりますか。

【委員】

はい。Bぐらいでもっと、と。

【第2部会長】

17年度の答申の抜本の見直しというのは、その補助金をやめるような方向でというのではなく、飼い主の責任もあるというような方向で、補助金をやめるともっと問題が拡大する可能性があるんで、補助金は続けると。今、委員がおっしゃった方向で言うと、例えば補助金の額をもっと増やせとか、そういった意見だったら言えると思うんですが、この補助事業だけでは不十分なのでもっと別の取り組みをしてくださいということであれば。

【委員】

Bというのは、実施内容、方法に見直しが必要か、必要な部分があると思われるというのがB。Aというのは完璧ですという認識で、このまま続けてやってください。Bは、いい事業だからもっとやってくださいとか、そういうプラス側の見直しもBという受けとめ方もしている。だから、そういう意味で、Bぐらいじゃないかなという気がするんです。

【第2部会長】

補助金を増やす以外にどういったやり方がある、もっと補助事業を利用してもらえるようにということですよ。

【委員】

はい。

【委員】

26番、保護司会への事業助成がDになりましたね。Dじゃなくて、CでもBでもいいんですけども、もうちょっと見直しをという方向に持って行って指導してもらったほうがいいんじゃないかと思うんです。保護司になる人もだんだん少なくなっています。このほうが問題で、悪くしちゃうと、ますますやってくれる人が少なくなる。そういう弊害も考えてもらわなきゃいけない。

それから、高齢者のバス派遣、これは確かにDでもいいと思いますけれども、何人でなければ助成はきかない、じゃあ小さいバスでいいんじゃないかと言うけれども、高齢者が小さいバスで遠くまで旅行すること自身が骨だということもあります。今、元気な人はバスで旅行できるからいいでしょうと言うけれども、やっぱりそういう人たちを大事にしないと。Dでもいいんですけども、もう一回クラブの助成の中で考えて欲しいというふうにしてもらって、29、30が一緒になってもらえるという形にしていいただければと思います。

【第2部会長】

それは、最後のほうにも書かせていただいたんですが、高齢者クラブの助成というものの関係を考えてくださいということで、ひとまずバスだけをD、バスだけを助成するというのではなくて、高齢者クラブのあり方として考えて、連合会の助成があって、その助成費の中でバスも有効なものであったら使ってもいいというように両方で考えてもらいたいという趣旨です。

保護司会に関しましては、やっぱり先ほど申し上げたように保護司会がだめと言っているんじゃないくて、今の助成内容について考えてくださいということなんです。

保護司の重要性というのはすごくわかっていて、その重要な保護司会というのをアピールする方法を、補助金を出している区がもっと考えなきゃいけないんじゃないかという趣旨です。

新宿区保護司会補助交付第2条に掲げた事業に直結するような事業として再検討する必要があるということで、保護司の活動をもっとアピールしていくように、もっと協働の取り組みで企画なんかを募集したらどうかというような意見をつけています。もちろん活動が悪いとか、補助金が必要ないと言っているのではなく、補助金の内容を考えてくださいという意味でDにしております。

【委員】

Dはもうやめるとのことだったから。

【第2部会長】

今の補助金は廃止してください。でも、もっと別の内容であるならば、補助金を出してもいいんじゃないですかという話なんです。

【委員】

これもヒアリングしまして、17年度以来、補助金の使い方、それから保護司そのものの啓蒙活動をどういうふうに変えてきたのかななどお伺いしたんですが、私どもの聞いた範囲内では変

化ほとんど見られなかった。これは当初Cという評価をさせていただきました。

今度は前回、会長から、考え方によっては一応廃止の方向をいったん出しておいて、そしてまた見直すという方法もあると。そうすると、CよりもDだというようなニュアンスのお話を聞いたもので、この点についても検討しました。そして、17年度以降から今日までの事業の展開を自分たちで咀嚼しながらDをつけさせていただいた。これは、もう一度本当に見直しをしたらどうかということです。

【委員】

高齢者クラブ連合会は、このくらい減ってきたというのはやっぱり魅力がないのと、それからバス派遣も、区報で公募して、来た人を会員に入れるとかそういう話にならないのかと言ったら、これはクラブのものだからそういうふうにはいかないというから、そういうのは、今Dをつけて指摘して、団塊の世代の方とかどんどん高齢進みますから、そういう人が入りやすいように、新しい血が入ればきっと活性化するでしょうから、そういうものにバスを使われたらと思って、私はDでいいと思います。

【委員】

高齢者のバスのほうは、Dでも割合と受け入れやすいと思うんですが、先ほど第1部会のお話を聞きまして、消防団への事業助成ですとか各種団体への事業助成でCがついていて、それが保護司会や青少年育成会、遺族会なんかのスタンスと割と似ていて、そこがCでいいのかという気がちょっとしました。

【委員】

第1部会で、その点の考え方なんですけれども、17年の審査会の評価で、団体助成は事業助成にしていくべきだという意見があって、その後の区当局の対応をヒアリング、あるいは要綱を見て確認したら、どうも形だけその事業助成の形をとっているという実態が伺われたんですよ。じゃ、その事業のあり方が問われるのであれば、Dという評価は可能ではあるんだけど、Dという評価をしてしまうと、そういう公的な団体の存在について否定するような、そういうこともあるので、Dまではちょっと行き過ぎだなと。ただ、その団体の事業の存在意義がもうないのではないかと、もう警察がやっているとか、そういう場合はDとして、それ以外の団体については事業助成が徹底してはいないというようなことでCという評価をしたという経緯があります。

【委員】

前回議論したときに、現状の状況がどうであるから、大きなインパクトを与えるというような整理があったと思ったので、第2部会で再度集まりまして、整理し直そうということでCからDに落としたということなのです。

【委員】

今の第1部会のお話を伺っていて、私も、むしろ第2部会のほうが辛過ぎたなということなんですけど、全体としての整理がつけば直すことはやぶさかではありません。

【委員】

この補助事業全体、第1、第2、第3の部会の評価があまり違っているとまずいので、何か統一できるものになっているということで、先ほどの説明の中ですと、第2部会がCからDにしたものを、逆にまたCに戻したほうが適切かと思いました。

【委員】

保護司会と青少年育成会ですか。

【委員】

遺族会に関してはDで、これは区側の人たちに考えてもらってもいいかなと思うのですが、青少年育成会と保護司会は同じようなニュアンスでCでもいいかと思います。

【第3部会長】

CとするかDとするかということの基準をここで統一する必要があるということは、大体そう思います。前回の会議で厳しめに、とシフトしたかと思うんですが、CとDではかなり受け取る側も違うので、この認識を統一させて、説明できるようにしなきゃいけないと思います。

それから、教員の研修のことですけれども、本来業務だからそれに補助するのはおかしいという論理は大丈夫なのか。大学教員は研究するのが本来業務ですが、文部科学省の科学研究費補助金という補助金があるのはおかしいとはやっぱり言えないですね。だから、本来業務だからというだけの理由で、これはバツだというふうに決まるのは変じゃないか。それは全部に適用可能だと思うんですけれども、ちょっとそこは不安になったということがあります。

補助金については、私は客観的な評価があると思わないんですね。補助の必要性というものは、客観的に科学的に決められるというよりは民主政治的に決められるので、議会とか首長がこれでいこうと言って、それをみんなが間違っていると思ったら次の選挙で落とせばいいわけで、客観的、科学的に判断できるところはそんなに多くないというふうに思うんですね。

そう考えると、特にボランティア団体に対する補助というのは非常に慎重にしたほうがいいと思うんです。義務でも何でもないので苦労してやっていて、かつ人からはあまり評価されないというか、目立たない。そういう活動によって世の中が支えられているということはたくさんあると思うんです。恐らく皆さんも最低1つぐらいそういうことをやっていたらいいと思います。それに対して一定の補助金がついているという場合に、その客観的な必要性が明らかに明確にないというときはDでいいと思うんですけれども、客観的、科学的にその補助金は必要ないと言えるケースは極めてまれで、それは議会が議決をし、区長もよしとしている以上、それはやっぱり民主政治的には必要だとされているんだと思うんですね。

それで、補助金の必要性って何だというと、私はどうしても、全く制度上の議論にはならないかもしれないんですけれども、やっぱりボランティアで社会を支えてくださっている方の社会的承認欲求の充足ということが得られていると。バス旅行はDだという話だったけれども、それは義務でもないことをただ支えている方への社会的な承認の証しだと思うんですね。そういう構造がある場合には、なかなか我々が客観的、科学的ふうな判断をして、それはDですとはなかなか言いにくい。これが正直な気持ちです。

そうすると、そういうものにDをつける場合には、やっぱり区の担当者が、担当者としてき

ちんと説明できなかつたという、それぐらいのことがないと、Dというのは、やっていらっしゃる方に失礼だというのが正直な気持ちです。計画事業とか経常事業も似たようなところはあるでしょうけれども、特に補助事業というのは、民間の人のやっていることの公益性を認めて補助するわけですから、非常に難しい。

だから、区の担当者あるいはその実際の担い手が、いや、もうこれはいいでしょうと言っている場合でしかなかなかDとはつけにくいのではないかと思います。

これが世の中に出ていったときにどう受けとめられるか、ボランティアをやっている人の社会的承認を傷つけることにならないかというふうに考えると、慎重にしたい。

ただ、部会の判断をこの委員会の仕事の進め方としては尊重したいと思います。

【会長】

第3部会はまだ終わっていないところがありますのと、それから、評価理由などの内容も、錯綜した議論をまとめた段階で、まだ点検していただいているかと思っています。今日初めて、それぞれの部会の進捗状況あるいは議論の内容を全体で紹介してもらっているのです。

第3部会の進捗状況だけいただいて、次の議論は、次回にしたいと思います。

【第3部会長】

進捗状況的に言うと、利子補給関係のところが残っていますけれども、他は評価段階については、全体の議論を受けて変えるかもわかりませんが、一応部会で合意をしています。ただ、それを根拠づける文章については、委員の意見が必ずしも一緒じゃないので、全員が納得できる内容にするという作業がまだ残っています。

協働推進事業については、この手の先駆的、開拓的な事業に補助をするということなので、いずれ小幅な見直しももちろんずっとしながら、民間の意欲を引き出していくということだから、Bにしています。

それから地域協働事業、これは抜本の見直しとなっています。これは、もっといろんな団体とも連携とか交流を広めていく必要があるんじゃないかという思いでCというのをつけたということです。

その次の3、まちづくり活動助成もCになっていますけれども、これは今、自治基本条例の制定に伴って、地区協議会の抜本的な制度改革が展望されているようなので、新宿区側も区民もそのつもりじゃないかということでCにしたということです。

それから、公衆浴場ですけれども、公衆浴場については法律がありまして、公衆浴場法という法律と、それから、役割分担のところに書いてあります公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律というのがあって、これで公衆浴場の保健衛生的な本来機能と、それから地域のふれあい交流機能、この2つが法律上の、つまり日本国民全体の意思として、そういう公益があるという前提はあるんです。この前提のもとに補助が行われているんだけど、新宿区でもそういう公益を実現するべく補助金を打つ必要があったという判断についてはちょっと問い直してもいいんじゃないかと。大体そういうスタンスで公衆浴場については判断をしております。

以下、事業番号の15、16、17、この3つにつきましては、それぞれ今申し上げたような立場

で精査して、結果的には全部Bにしているんですけども、かなり疑問だったという意見が多かったと思います。公衆浴場は1つも減らさないというふうなスタンスというのは現実的ではないというのが多くの委員に共通した見解だったと思います。

次の45番、消費者活動事業助成というのは、これはBにしています。これは消費者基本法という法律があるわけですね。より活動の貢献になるようなところでBにしています。

それから、58番、博物館運営助成、これは見学に行ったんですけども、非常によい事業だという立場から、もっと充実させて欲しいということでBにしています。

それから、59番、新宿区文化財保護事業。これもぜひやって欲しい、もっと充実をという気持ちでBにしています。それは文章を読んでいただければ、その趣旨がわかると思います。

60番、地場産業の展示については、これはよいことだという気持ちはすごくあるんですけども、もうちょっといろいろ工夫できないかなとか、そういうことでBにしています。

61番、ものづくり支援についてはAにしています。

79の商店会連合会はCにしている、商店会活性化の効果があるということの評価しておりますけれども、抜本的な見直しが必要ではないか、その理由について詳しく記述します。

80番の商店街空き店舗活用。これは見学に行ったんですね。そこでの印象を想起しながら議論をいたしまして、B評価としています。地域特性を踏まえ効果を検証しながらの実施を期待するということです。

81番は外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金で、これは基本的にいいことだということで、充実させて欲しいという方向でBにしているというところです。

それから82、これが多分唯一のDだと思うんですけども、納税貯蓄組合、そもそもそういうものをご存じない方も多いかもしれませんが、これも一応法律があり、新宿区の納税貯蓄組合が、その担当が主張しているような意義とか効果を上げているというふうには多くの委員が納得できませんでしたので、これはDにしたという、これが唯一のDです。

【委員】

80番の商店街空き店舗活用支援事業は、まず、新宿区内で空き店舗活用ということが本当に必要なのかということの問題提起をしました。地方のシャッター通りに対する問題と新宿区の商店街と、まず基本的に違うのではないかと。事例の1つは、シャッターが降りていて地域の人たちが困っているという話とは違って、事務所街と商店街と半分半分みたいなところの事務所ビルで、3カ月の空き期間で今度は事務所が入るというもので、本当の意味の空き店舗事業じゃないんじゃないか。抜本的に見直しをと考えましたけれども、全体としてはBになりました。

【委員】

一口に新宿区内と言っても、神楽坂とか早稲田とか高田馬場のようなところ、それから全く違う地域もあるわけですね。女子医大通りなんていうのは、薬局と大型のスーパー、量販店などが出てきて、一般の商店が消えていく一方です。地元もどんどんシャッターが降りていきまして、商店会長が決まらないというようなところもあるわけです。ですから、審査は厳しくしなければいけないと思いますけれども、この事業はぜひ残していただきたいといいます。

【委員】

バブルのときに夜になったら誰もいないような地域ができちゃったので、そういうことじゃないように、ただ商店を活性化するだけじゃなく、防犯防災とか、地域に根づいてもらう人を商店街として入れるという、地域の商店街を活性化しましょうということも、たしかこれあったはずです。だから、なくさないで欲しいですけども、そのところは踏まえて評価を書く必要があります。

【委員】

補助事業の必要性と実際の運用の違いだと思いますけどね。

【会長】

時間も超過してしまったので、議論はまだ途中ではありますが、そろそろ終了して、次回もう一度この補助事業の各部会から出た結果のすり合わせをしたいと思います。

僕の今日の印象で申し上げれば、確かにCとDのつけ方がまだ不明確だったという点は若干理解しました。前回申し上げたのは、あくまでも平成17年3月の結果を踏まえてくださいということです。平成17年3月にCという抜本の見直しというのが出たもので、抜本的に見直しされていなければ、おのずとCではなくDしかない。抜本の見直しをしてないんだからということであって、ちょっと強く申し上げたわけですから、あくまでも平成17年3月と、それからそれまでにやってきたことも踏まえて判断しよう。それはフォーマットで見てもわかるように、17年、18年、19年、ずっとわかるようにやっておりますので、突然Dをつけているわけではなく、この5年ぐらいの中で抜本の見直しになっていないというようなものももしあれば、Dもやむなしというふうに僕は判断しています。

ただ、抜本の見直しをされていなくても、事業が終わってしまった、この趣旨のものは法律改正によってもう必要なくなったというふうになっているものも事実あります。

当事者は区民の皆さんであるわけだから、当事者がどのように判断しているかということで、担当者はいいと言っても、ちょっと違うんじゃないかというニュアンスはこの委員会で求められていることは事実です。CからDというのをもう一度議論をしたほうがいいという印象を持ちました。

もう一つ、議題では個別目標評価というのがございました。計画事業について個別の事業のヒアリングをしても、中項目に戻らないとその評価ができないのではないかとということが前年度の検討の中で出ていました。例えば第1部会で申し上げれば、安全安心とか、細街路とか、一つ一つの細かい事業はいいんだけど、個別目標に戻るとちょっと首をかき上げてしまうというようなものもあったと記憶しています。そういうものについては個別目標できちんと書いたほうが理解しやすいだろう、個別目標で議論するものも一部あるのではないかと疑問がございまして、各部会でもしそういうのがあれば出していただいて議論したいということで、議題に入っているということをつけ加えておきます。

以上で今日の会議は終了します。

<閉会>